

第1回 予備試験口述試験アンケート集計結果

返信数 16通

11月21日現在

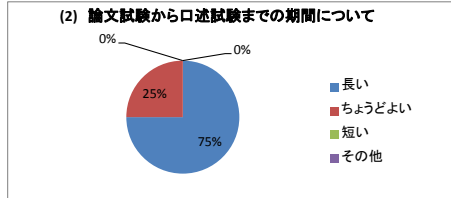
1 日程について

(1) 貴方が口述試験を受験された日(複数ある場合はその全てをお答え下さい。)

10月29日(土)	16
10月30日(日)	16

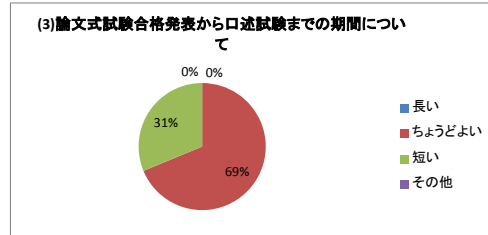
(2) 論文式試験から口述試験までの期間について

長い	12
ちょうどよい	4
短い	0
その他	0



(3) 論文式試験合格発表から口述試験までの期間について

長い	0
ちょうどよい	11
短い	5
その他	0



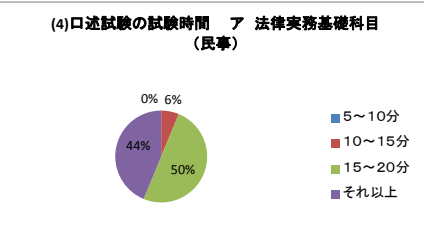
2 試験時間について

(4) 口述試験の試験時間はどの程度でしたか

ア 法律実務基礎科目(民事)

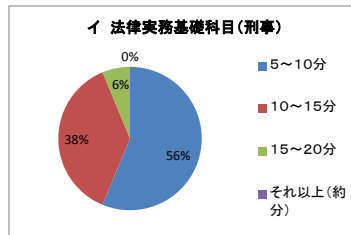
5~10分	0
10~15分	1
15~20分	8
それ以上	7

20~25分(1)
25分(5名)
30分(1名)



イ 法律実務基礎科目(刑事)

5~10分	9
10~15分	6
15~20分	1
それ以上(約分)	0



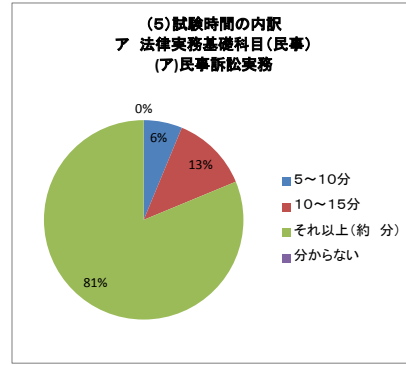
(5) 口述試験の試験時間の内訳を教えてください

ア 法律実務基礎科目(民事)

(ア) 民事訴訟実務

5～10分	1
10～15分	2
それ以上(約分)	13
分からない	0

18分(1)
20分(6)
25分(4)
30分(1)

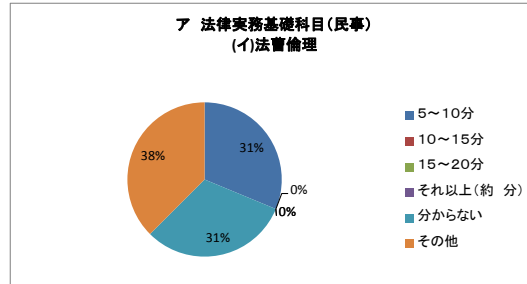


(イ) 法曹倫理

5～10分	5
10～15分	0
15～20分	0
それ以上(約分)	0
分からない	5
その他	6

ほぼ0分、少なくとも明示的には問われなかった。

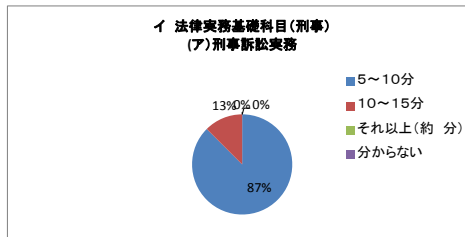
なし4名
※ 0分(4)
※ 出題なし
※ 問われなかったように思う。



イ 法律実務基礎科目(刑事)

(ア) 刑事訴訟実務

5～10分	14
10～15分	2
それ以上(約分)	0
分からない	0

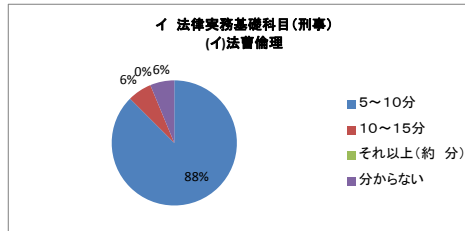


(イ) 法曹倫理

5～10分	14
10～15分	1
それ以上(約分)	0
分からない	1

1分(2)、1～2分

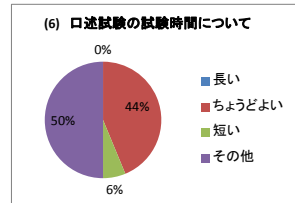
2分



(6) 口述試験の試験時間について

長い	0
ちょうどよい	7
短い	1
その他	8

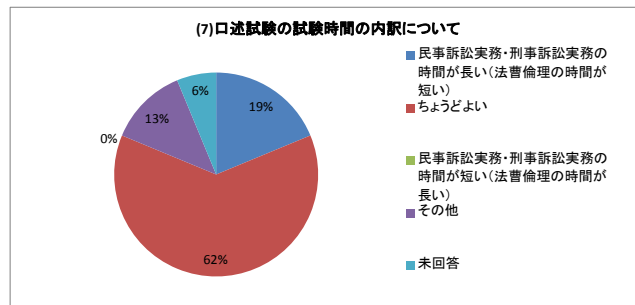
・民事が長すぎ、刑事が短かった。
・民事はちょうどよい。刑事は短すぎる。(4)
・刑事が短すぎたのでは?
・刑事だけ異様に短い。



(7) 口述試験の試験時間の内訳について

民事訴訟実務・刑事訴訟実務の時間が長い(法曹倫理の時間が短い)	3
ちょうどよい	10
民事訴訟実務・刑事訴訟実務の時間が短い(法曹倫理の時間が長い)	0
その他	2
未回答	1

・刑事訴訟実務の時間が短い。
・民事・刑事のバランスが悪すぎ。(2)

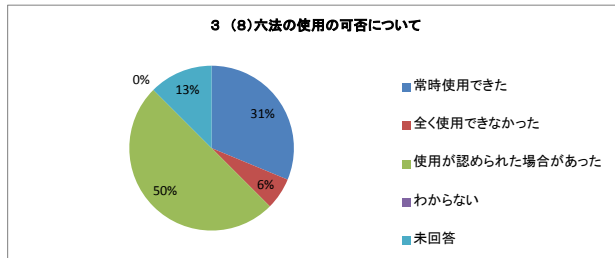


3 試験形式について

(8) 六法等の使用の可否について

常時使用できた	5
全く使用できなかった	1
使用が認められた場合があった	8
わからない	0
未回答	2

- ・民事で条文の文言を確認させる。
- ・民法446条1項の文言を確認する。
- ・条文番号を求められた。
- ・審査委員のほうから見るように言われた。
- ・民事は緩かった。刑事は厳しかった。
- ・刑事(接見禁止の条文数を問われた際)
- ・条文を聞かれ挙げられなかったとき。
- ・刑事訴訟実務の場合



(9) 出題形式について(複数回答可)

ア 法律実務基礎科目(民事)

事例を前提とした設問形式	13
事例を前提としない設問形式	0
事例のペーパーが配布された	9
設問のペーパーが配布された	0
民事訴訟実務と法曹倫理の設問は、相互に関連していた	1
民事訴訟実務と法曹倫理の設問は、相互に独立していた	2
その他	3

※ 出題なし。

※ 法曹倫理の設問はなかった。(3)

イ 法律実務基礎科目(刑事)

事例を前提とした設問形式	16
事例を前提としない設問形式	0
事例のペーパーが配布された	0
設問のペーパーが配布された	0
刑事訴訟実務と法曹倫理の設問は、相互に関連していた	12
刑事訴訟実務と法曹倫理の設問は、相互に独立していた	0

※ すべて口頭で説明を受けました。

(10) 試験形式に対するご意見

- ・従来とそれほど変わらないと思うが、法文を使って探す形式は実践的。
- ・実務の問題か倫理の問題か明示されずに問われるため、自分で判断する必要があり大変だが、これは仕方がないと思う。
- ・刑事はペーパーすらないのでは、どの先生に当たるかで影響が大きい。
- ・民事と刑事でバランスが悪い。民事は、細かく長い。刑事は短かった。
- ・概ね適当だとは思いますが、刑事系の質問の数が少なすぎて、アンバランスだと感じた。民事・刑事のいずれかの一方だけが得な人にとって不公平だと思われかねない。
- ・新司法試験を目指す上で超えておいたほうがよい壁だと思う。(ポジティブに考えます。)
- ・妥当だと思います。(2)
- ・民事の方は分かりやすい事例であった。刑事の事例は設例が少し長かった。

4 試験内容について

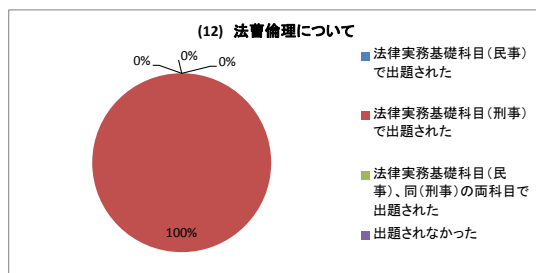
(11)科目についての貴方のご意見として、以下に当てはまるものがあれば教えてください(複数回答可)

公法系科目についても行うべき	0
実体法科目と訴訟法科目を分けるべき	0
法曹倫理科目を除外すべき	2
その他	5

- ・試験科目にあたるので、仕方なくやっている印象が少しあります。
- ・職務基本規定が、使用可能な六法についていないから。
- ・口述は予備試験ではなく新司法試験で行うべき。
- ・受験生の負担からこのままで良いと思われる。
- ・刑法(刑事実体法)が全く出題されなかったのは意外だった。

(12)法曹倫理について

法律実務基礎科目(民事)で出題された	0
法律実務基礎科目(刑事)で出題された	16
法律実務基礎科目(民事)、同(刑事)の両科目で出題された	0
出題されなかった	0

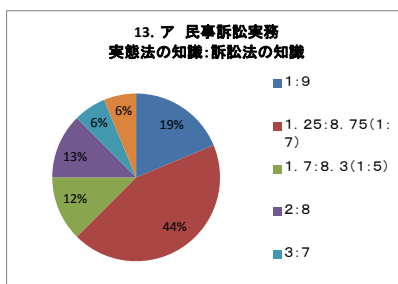


(13)求められた知識の割合について

ア 民事訴訟実務
実体法の知識:訴訟法の知識

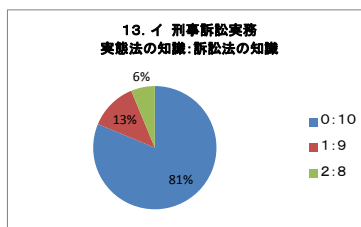
1:9	3
1:25:8.75(1:7)	7
1:7:8.3(1:5)	2
2:8	2
3:7	1
5:5	1

※ 実体法の範囲に入ると思うが、要件事実論について問われた。



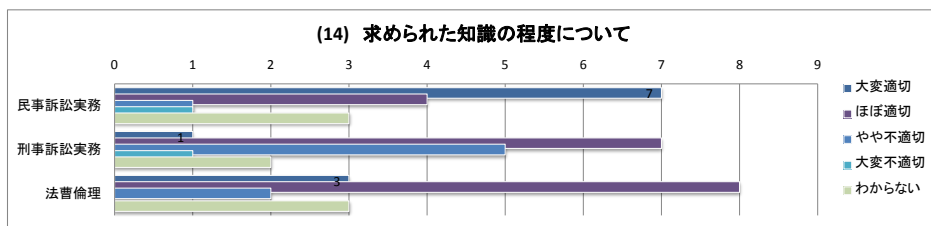
イ 刑事訴訟実務
実体法の知識:訴訟法の知識

0:10	13
1:9	2
2:8	1



(14) 求められた知識の程度について(法科大学院課程修了者と同等の学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を有することを判定するためのものとして適切であったか否かの観点から、ご意見を聞かせて下さい。)

	大変適切	ほぼ適切	やや不適切	大変不適切	わからない
民事訴訟実務	7	4	1	1	3
刑事訴訟実務	1	7	5	1	2
法曹倫理	3	8	2	0	3



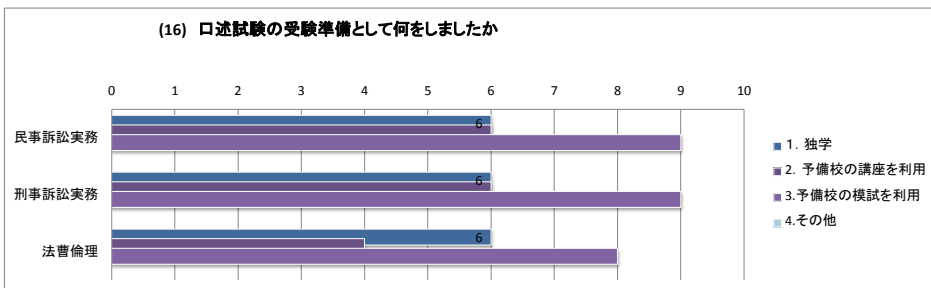
(15) 試験内容に対するご意見

- ・法科大学院の該当科目の授業内容(コアカリキュラム)に沿った設問になっていない。法科大学院卒でも答えられないと明らかに思われる実務上の取扱についても聞かれた。
- ・法科大学院過程修了者のレベルをはるかに超えると思う。
- ・刑事訴訟実務についてももう少し広く知識を問うべき。
- ・刑事の問題数が少なかったため、できないと運で合否が左右される比率が高くなるのでは。
- ・我々が足りないところを指摘してくれる良い試験だと思います。法科大学院生よりも優位に立てそうな気がします。
- ・刑事では、不明瞭な出題があった。
- ・民事・刑事いづれも典型事例で良い問題と感じた。

5 受験準備について

(16) 口述試験の受験準備として何をしましたか。○印をつけてお答え下さい。

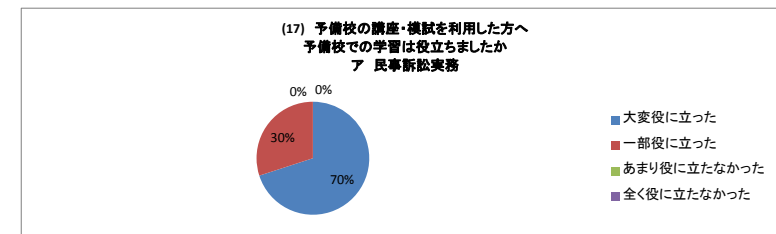
	1. 独学	2. 予備校の講座を利用	3. 予備校の模試を利用	4. その他
民事訴訟実務	6	6	9	0
刑事訴訟実務	6	6	9	0
法曹倫理	6	4	8	0



(17) 上記表で「2」「3」に○をつけた方に伺います。予備校での学習は役立ちましたか。

ア 民事訴訟実務

大変役に立った	7
一部役に立った	3
あまり役に立たなかった	0
全く役に立たなかった	0



- ・弁護士の先生と1対1のやり取りは貴重な経験。・口頭での受け答えの仕方を体験できた。
- ・低価格で尚且の要件事実のテキストを解説してもらい助かった。無料模試も経験値を上げることができた。
- ・適切な資料が少ない(書物として)・口頭でのやりとりのイメージをつかむことができた。

イ 刑事訴訟実務

大変役に立った	5
一部役に立った	4
あまり役に立たなかった	2
全く役に立たなかった	1

・弁護士の先生と1対1のやり取りは貴重な経験。・口頭での受け答えの仕方を体験できた。
 ・予備校の基礎講座で習うレベルであった。・適切な資料が少なかつた(書物として)。

・実質的に「刑事訴訟法」の試験だった。

(17) 予備校の講座・模試を利用した方へ
 予備校での学習は役立ちましたか
 イ 刑事訴訟法



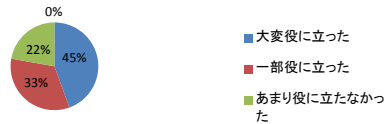
ウ 法曹倫理

大変役に立った	4
一部役に立った	3
あまり役に立たなかった	2
全く役に立たなかった	0

・弁護士の先生と1対1のやり取りは貴重な経験。・口頭での受け答えの仕方を体験できた。・予備校のテキストに解説があった。
 ・適切な資料が書店に全くない。

・出題なし。

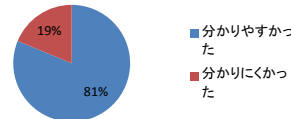
(17) 予備校の講座・模試を利用した方へ
 予備校での学習は役立ちましたか
 ウ 法曹倫理



(18) 上記表で「4」に○をつけた方に伺います。具体的にはどのような受験準備をおこないましたか。

ア 民事訴訟実務	回答なし
イ 刑事訴訟実務	回答なし
ウ 法曹倫理	・職務基本規定を読む。・準備する時間がなかった。

(20) 考査委員の問題の趣旨は分かりやすいものでしたか



6 考査委員について

(19) 考査委員の人数は何人でしたか

民事		刑事	
2名	16	2名	16

(20) 考査委員の質問の趣旨は分かりやすいものでしたか

分かりやすかった	13
分かりにくかった	3

・刑事: 誘導が全くなかった。
 ・民事の公示送達の場合の審理の進め方の問い方が何を訊きたいのか把握しづらかった。

7 試験会場等について

(21) 試験会場の設備等に問題はありませんでしたか

問題なかった	14
問題があった	2

・道路が近く、2日目午後は騒音がとてもうさかった。・2日目は外で騒音があった。・スムーズな運営が出来ていた。・何がきかれているのか

(21) 試験会場の設備等に問題はありませんでしたか



(22) 試験監督・口述試験に関する事前案内等についてご意見をお聞かせ下さい。

別シート

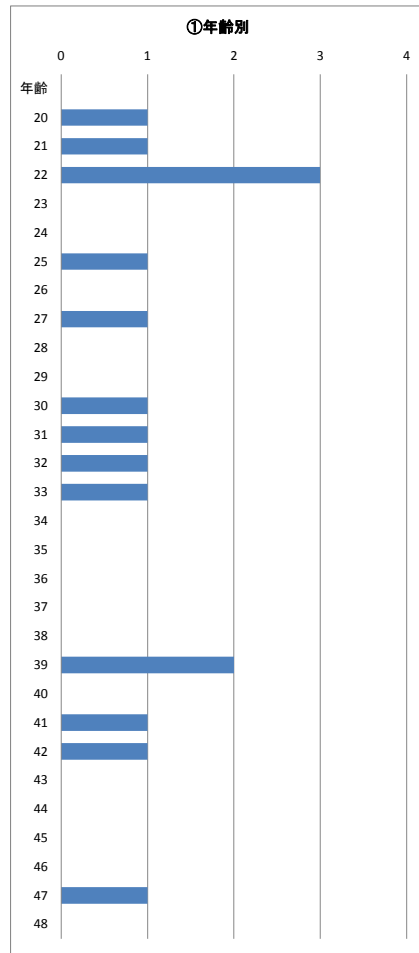
8 その他、予備試験についてご意見がありましたらお書きください

別シート

9 経歴等について

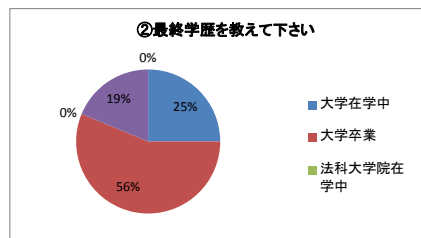
① あなたの年齢はいくつですか。

年齢	人数
20	1
21	1
22	3
23	
24	
25	1
26	
27	1
28	
29	
30	1
31	1
32	1
33	1
34	
35	
36	
37	
38	
39	2
40	
41	1
42	1
43	
44	
45	
46	
47	1
48	



②あなたの最終学歴を教えてください。

大学在学中	4
大学卒業	9
法科大学院在学中	0
法科大学院卒業	3
その他	0



[大学在学中]

大学別

東京大学	1
慶応大学	1
中央大学	1
無記入(法学部のみ)	1

学年別

1年	0
2年	0
3年	2
4年	2
不明	0

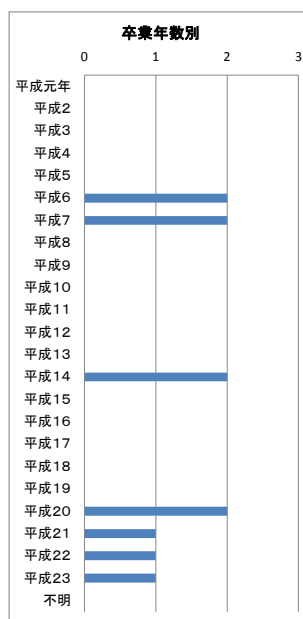
[大学卒業]

大学別

中央大学	1
早稲田大学	5
東京大学	2
神戸学院大学	1

卒業年別

平成元年	
平成2	
平成3	
平成4	
平成5	
平成6	2
平成7	2
平成8	
平成9	
平成10	
平成11	
平成12	
平成13	
平成14	2
平成15	
平成16	
平成17	
平成18	
平成19	
平成20	2
平成21	1
平成22	1
平成23	1
不明	



[法科大学院在学中]

[法科大学院卒業]
大学院別

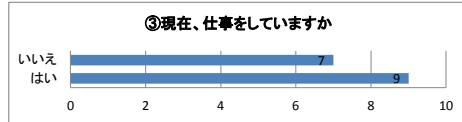
専修大学法科大学院	1
明治大学法科大学院	1
無記入	1

未修・既修

未修	1
既修	2

③現在、仕事をしていますか

はい	9
いいえ	7

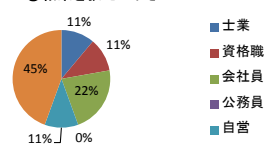


④(現在仕事をされている方について)職業を教えてください。

士業	1
資格職	1
会社員	2
公務員	0
自営	1
その他	4

薬剤師
メーカー
その他

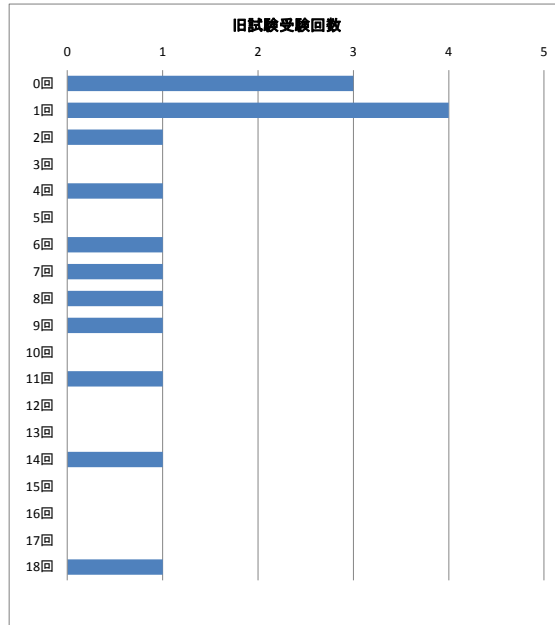
④職業を教えてください



・独立行政法人職員、・アルバイトの予備校講師、・法律事務所事務員 ・団体職員

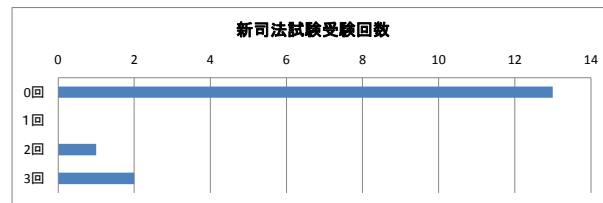
⑤旧司法試験受験回数は

0回	3
1回	4
2回	1
3回	0
4回	1
5回	0
6回	1
7回	1
8回	1
9回	1
10回	0
11回	1
12回	0
13回	0
14回	1
15回	0
16回	0
17回	0
18回	1



⑤新司法試験受験回数は

0回	13
1回	0
2回	1
3回	2



(22) 試験監督・口述試験に関する事前案内等についてご意見をお聞かせ下さい。

- ・ 論文試験の合否基準が高すぎる。単なる受験資格を与える試験でここまで厳しく審査する必要がないと思う。また、そもそも制度自体が中途半端で、経済的事情等で法科大学院に進学できない者に道を開く制度であるのならば、その制度趣旨から、法科大学院生の受験は禁止すべきであると思う。模擬試験感覚で受験した法科大学院生が合否基準を引き上げ、本来合格するはずの非進学者が不合格になっているとするならば、本末転倒と思われる。
- ・ 試験方法を事前にペーパーを渡す方法にするか否か当日までに発表するとあったのに、結局、当日にも発表がなかった。
- ・ 集合時刻の何分前に会場に入室できるのか、事前に伝えるべき。
- ・ 監督員は丁寧であり、好感を持つことができた。
- ・ 試験監督をされていた方は、みなさん丁寧で印象は良かったです。
- ・ 刑事系について、事前案内されたサンプル問題と実際の内容との差が大きいと思う。
- ・ 適切だった。
- ・ 試験監督の方の説明・誘導がとても丁寧でありがたかった。

8、その他、予備試験についてご意見がありましたらお聞かせ下さい。

- ・ 合格しても新司法試験の受験資格を得られるにすぎないのに、難易度はほぼ同等というのはおかしい。金がないからローへ行けない人のための試験として作ったが、あまりに難関。金持ちでなければ弁護士になれない時代になったのかと思う。今年の簡単な新司法短答で210点すら取れない人があれだけいたのであるから、ロー卒業者が優秀だとはいえない。私は口述刑事実務は全くできなかったが、今年の新司の短答は全国1位合格者と同じ点数だった。あまりに不公平な制度だと思う。
- ・ ロースクール修了生と同程度の学識を有する者が択一合格者1300人のうちの123人しかいないとはとても思えない。ロースクール修了生のうちの半数強程度しか予備択一と同レベルの新司の択一に合格できないのだから。
- ・ 司法試験の受験資格を得るための試験としては、狭き門であり、アンバランスである。法科大学院を守るために、制度の合理性を崩すのは本末転倒だと思う。
- ・ このままでは、予備試験に合格できないが、経済的に豊かであれば法科大学院に進み、法曹になるという構図ができてしまう。若くて優秀な人材・社会人と多様な経験を有する人材が、法科大学院へ進むのは多くはない。予備試験のような公平な制度が必要である。この制度を大きく育てていきたいと思う。
- ・ 社会人が法科大学院に行かずに法曹を目指せる道として何としても継続させてほしい。法科大学院にいけない(様々な事情により)人にとって救いとなる道だと思います。
- ・ 一般教養科目の必要性について疑問が残る。そもそも必要ないと思うが、必要だと考えるなら配点を高くする、口述でも問う等徹底すべきであろう。それが難しいなら、一切問われない方が良いと思う。一般教養が科目として設定されていることにより、法律科目にあてるべき勉強時間や意識が奪われてしまうのは妥当ではないと思うからです。
- ・ 法科大学院終了程度の試験でありながら、法科大学院修了生の多くが合格していないのは、おかしいのではないか。
- ・ 法科大学院の修了とは別に、司法試験を受験できる権利を与えられる素晴らしい制度だと思う。
- ・ 第1回目の予備試験の問題は、サンプル問題をもとに準備すれば合格できるものと感じている。
- ・ 予備試験に合格した者には、回数制限なしの受験の権利を付与して欲しいと願っている。(法科大学院修了生にも回数制限なしの受験を認めるべきだと思う)。